

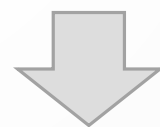
【概要】

# 「美濃加茂市個人情報の保護に関する 法律施行条例」の制定（案）

総務部総務課

# 1. 個人情報保護に関する法律改正の背景と目的について

- ▶ 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」第51条により、「個人情報保護に関する法律」が改正（令和5年4月1日施行）



- ▶ 地方公共団体の個人情報保護制度について、改正後の法律（以下「法」という。）に一元化される

# 1. 個人情報保護に関する法律改正の背景と目的について

## ▶ 法による統一された運用と保護水準の確保

法改正により各法令及び条例が一本化され、個人情報の取扱いに関する**全国統一的な運用**が行われることとなります。

## ▶ 個人情報保護委員会による執行体制の確保

全国統一的な運用を行っていくために、内閣府外局の行政委員会である個人情報保護委員会が一元的な解釈権限を持つこととなります。

## 2. 本市の対応について

- ➡ 現在の条例（美濃加茂市個人情報保護条例）は令和5年3月末で廃止



- ➡ **美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例**を新規制定

法の施行に関し、現在の条例及び美濃加茂市情報公開条例との整合性を図る必要のある事項を規定します。

### 3. 新条例の骨子について

#### ▶ 条例に委任された事項について

##### (1) 新条例に規定するもの

###### ◎ 開示請求の手数料

手数料⇒無料

※写しの作成及び送付に要する費用は請求者負担

##### (2) 当分の間、新条例に規定しないもの

###### ◎ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料

### 3. 新条例の骨子について

#### ▶ 条例で定めることが許容された事項について

##### (1) 新条例に規定するもの

###### ◎ 個人情報ファイル簿

個人情報事務登録簿を廃止

⇒ 個人情報ファイル簿を新規作成

###### ◎ 不開示情報としない情報の追加

公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる氏名

⇒ 不開示としない情報

### 3. 新条例の骨子について

#### ▶ 条例で定めることが許容された事項について

##### (1) 新条例に規定するもの

###### ◎ 保有個人情報の開示決定等の期限

開示請求があった日から15日以内

決定期限の特例については45日以内

###### ◎ 審議会への諮問

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な意見が必要な場合は、「美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会」に諮問する

### 3. 新条例の骨子について

#### ▶ 条例で定めることが許容された事項について

##### (2) 新条例に規定しないもの

###### ◎ 条例要配慮個人情報

現条例が法と同様の定義としている

⇒ 新たな規定は定めない

###### ◎ 不開示情報の追加

美濃加茂市情報公開条例第6条の規定が法の規定と整合している

⇒ 追加の規定は設けない



### 3. 新条例の骨子について

#### ➡ その他

(1) 現条例の運用を引き継ぐため、新条例に規定するもの

#### ◎ 市長の調整

⇒ 現条例と同様の規定を設ける

#### ◎ 実施状況の公表

⇒ 現条例第27条に相当する規定を設ける

### 3. 新条例の骨子について

#### ■ その他

#### (2) 死者に関する情報

◎ 死者に関する情報の取扱いについて

⇒ 当該趣旨の条例は定めない

#### (3) 議会について

◎ 「美濃加茂市議会の個人情報の保護に関する条例」を制定予定